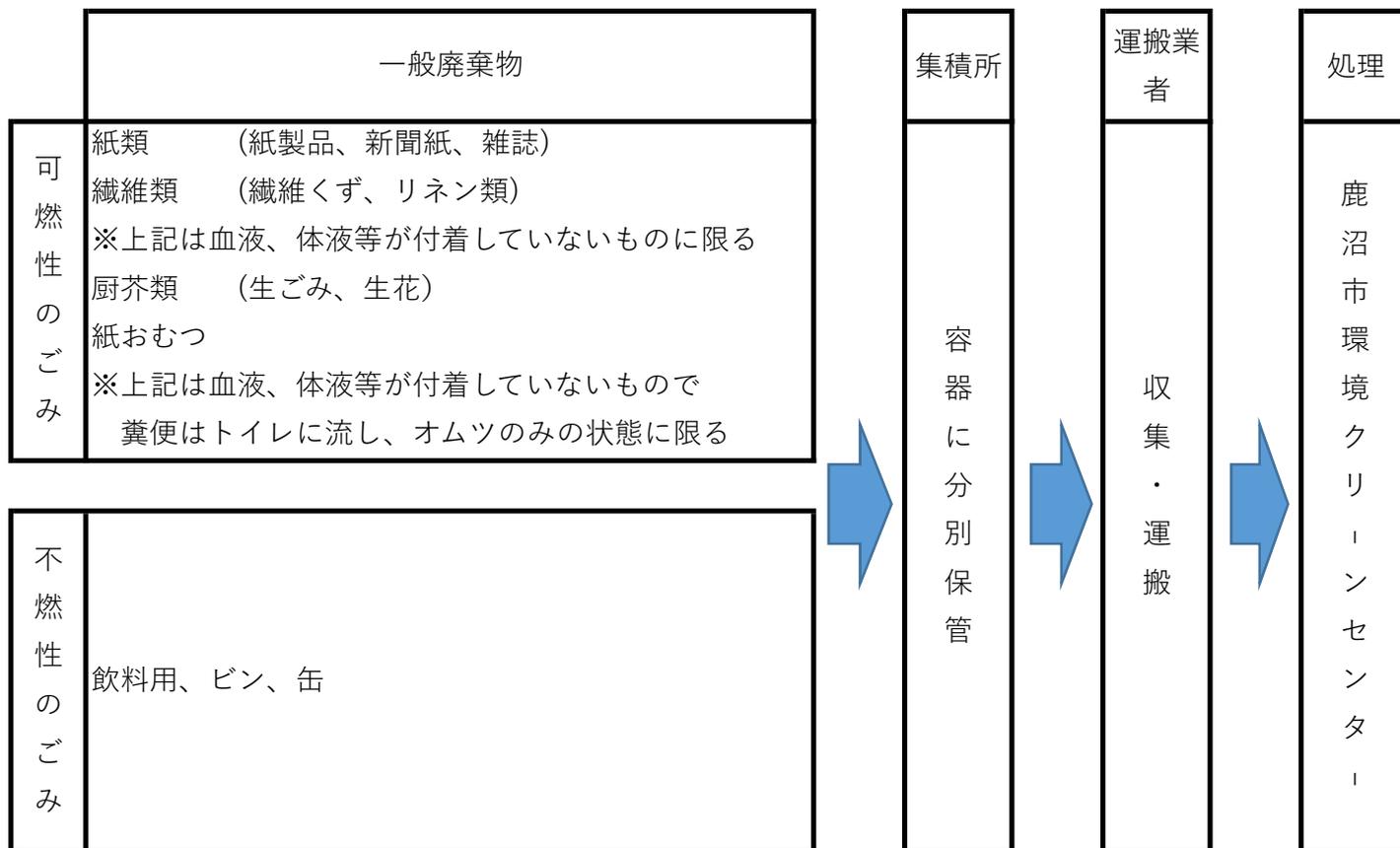


※廃棄物は、排出者の責任が重く、適正に管理、処理を行う必要があります。

※特定の様式はありませんので、施設ごとに既にある場合には、そちらをご使用ください

廃棄物処理計画書(例)

廃棄物処理フロー



感染性廃棄物及び産業廃棄物は、掘南場所、保管容器が異なるため、上記一般廃棄物と混在することはありません



感染性廃棄物の判断基準(例)

※感染性廃棄物処理マニュアルをご理解の上、紙おむつ等を含めた貴施設における排出する可能性のある感染性廃棄物の判断基準や処理方法を下記にお示してください

感染性廃棄物の性状、ごみの種類、排出場所、保管方法など

廃棄物処理管理体制（あくまで例ですので、貴施設における管理体制をお示しください）



【廃棄物の管理】

- ①廃棄物の収集運搬及び処理に関する業務については、一般廃棄物、産業廃棄物とそれぞれの業者と委託契約を結び適正に処理を行う。
- ②責任者及び担当は、廃棄物が適正に処理されているか確認を行う。
- ③それぞれの廃棄物が混ざることの無いように保管場所や容器等を分け管理する。
- ④集積所における保管は短期間とする。